

daily コラム

2017 年 9 月 21 日(木)

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 7 階
税理士法人かさい会計 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417
Email info@kasai-grp.co.jp

改正労働基準法の内容と動向

今秋の臨時国会での審議の行方

平成 27 年 4 月に閣議決定された改正労働基準法案は労働時間や休暇に関する企業にとって大きな影響が及びそうなものですが、実施の難しさからか今も継続審議中となっています。しかし今秋の臨時国会で働き方関連法案の同一労働同一賃金、時間外労働上限規制と併せて審議されそうな動きがあります。労働基準法改正で何が変わるのでしょうか。

改正予定の法案の内容

①中小企業における月 60 時間超の時間外労働割増率 50%以上適用猶予の廃止……中小企業では元々月 60 時間超えでも割増率は 50%以上にすることは猶予されていましたが、割増率を上げる事は企業への影響が大きい為、平成 31 年 4 月からの実施予定は延長される可能性があります。

②著しい長時間労働に対する助言指導を強化する為の規定の新設……これは時間外労働の上限規制の法案が出ていますので併せて考えられるでしょう。

③一定日数の年次有給休暇の確実な取得……労働者に付与された年次有給休暇のうち「5 日」については会社で時季を指定して強制的に有給取得させるというもので

す。欧州での有給取得率の高さは会社が有給を取る日を事前に決めているからだそうです。この 5 日については本人が年休取得したり、会社の計画的年休付与を 5 日以上行ったりしていれば強制的に取らせなくともよいとされています。また、年休管理簿の作成が義務付けされます。

④フレックスタイム制の見直し……1 日 8 時間週 40 時間の適用はありましたが、割増について 1 ヶ月単位の精算期間の上限を 1 ヶ月から 3 ヶ月に延長し 1 ヶ月を超える枠を決める時は 1 週 50 時間を超えたら割増賃金を払う事になります。

⑤企画業務型裁量労働制の見直し……「企画立案調査分析」業務の他それを活用させて裁量的に PDCA を回す業務と課題解決型提案営業も裁量労働（みなし労働）を認めるとしています。

⑥特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設……業務範囲が明確で一定の年収で高度な知識を有する業務に従事する者の労働時間の時間外、休日、深夜の割増適用除外

⑦企業単位で労使の自主的取り組み促進



改正法が実施されると業務の効率化や労使共に意識を変える必要もありそうです